

山形大学米沢キャンパスネーミングライツパートナー募集要項

1 趣旨

国立大学法人山形大学米沢キャンパス（以下、「本キャンパス」という。）は、民間等の資金を活用することで、本学の教育研究施設の持続可能な維持管理及び地域との共生に資するために施設命名権（以下、「ネーミングライツ」という。）を導入し、次のとおり施設命名権者（以下、「ネーミングライツパートナー」という。）を募集するものです。

2 ネーミングライツの概要

(1) ネーミングライツの内容

施設等の愛称に、企業団体名や商品名等を冠した愛称を付与し、施設の愛称として使用する代わりに、ネーミングライツパートナーからその対価を得て施設の管理運営に役立てるものです。

(2) ネーミングライツパートナーにとっての導入効果

ネーミングライツパートナーは、命名権者であることを PR することができます。また、施設等へ企業団体名や商品名を付与することにより宣伝効果が期待できるほか、愛称を付けた施設の維持・運営に寄与することを通じ、地域社会の活性化に貢献することができます。

3 募集の内容

(1) 対象施設及び金額（税別）：

- | | |
|------------|-------------|
| ① ケヤキ並木ロード | 【年額100万円以上】 |
| ② 工学部体育館 | 【年額80万円以上】 |
| ③ グラウンド | 【年額50万円以上】 |

※年額に10%上乗せした額を一般管理費として別途徴収します。

※消費税及び地方消費税は別途ご負担ください。

(2) 契約期間： 3年以上（更新可能）

(3) 費用負担：

ア 看板・シール・インフォメーションボード等の設置、維持、変更及び契約期間満了後又は契約の解除に伴う原状回復に係る費用はネーミングライツパートナーの負担とします。（命名権料とは別に負担願います。）また、設置又は原状復帰の作業については、ネーミングライツパートナーが本学と協議の上で実施することとします。

※ 原状復帰については、契約期間満了後、2週間以内に実施するものとします。

イ 施設の維持管理は命名権料の中で行われますので、ネーミングライツパートナーに新たな費用は発生しません。

ウ 敷地内における施設の案内表示等に、命名権料の一部を充てます。

エ 契約締結後に作成する大学広報誌等への愛称等の表示及び本学のホームページ掲載等については、本学の負担で行います。

(4) 愛称：

施設にふさわしい愛称とします。ただし、次に掲げる愛称は付与できません。

ア 法令等の規定に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの

カ 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの

キ 煙草や喫煙を促すものの他、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの

ク 著しく長い又は難解な字句を使用するなど、利用者の混乱を招くおそれがあるもの

ケ その他愛称として表示することが適当でないと思われるもの

なお、施設管理に用いる愛称は引き続き使用します。

4 応募資格

応募資格は、法人又は法人以外の団体とします。

なお、グループで応募する場合は、代表する法人又は法人以外の団体を1者選定してください。ただし、次に該当する者は除きます。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行う者

(2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者

(4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）

(5) 政治団体及び宗教団体

(6) 賭け事に係る業種に属する事業を行う者

(7) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者及び申立てがなされている者

(8) 社会問題を起こしている者

- (9) 国税、地方税を滞納している者
- (10) 前各号による者のほか、本キャンパスのネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと本キャンパスが認める者

5 応募方法等

(1) 締切・令和7年8月25日(月)

(2) 提出書類

次のア～エの書類を提出してください。なお、グループで応募する場合は、グループを構成する全ての法人又は法人以外の団体について提出してください。

ア ネーミングライツパートナー事業申込書(別記様式)

イ 企業団体概要(パンフレット等)

ウ 法人の場合は、登記事項証明書(発行3か月以内のもの)

エ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面(納税証明書など)

(3) 提出方法

郵送により提出してください。

簡易書留郵便等の確実な方法によるものとします。

(4) 提出先

〒992-8510 米沢市城南四丁目 3-16

山形大学米沢キャンパス事務部総務課企画総務担当

(5) 質問の受付等

提案にあたり質問がある場合、質問事項を記載した文書(任意様式)を問合せ先の電子メールで受け付けます。

(6) 留意事項

ア 必要に応じて追加資料を求める場合があります。

イ 提出された書類は複写して選定を行う委員に提示するほか、関係機関に意見を聞くため使用することがあります。

ウ 提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、国立大学法人山形大学情報公開取扱規程に基づき公開することがあります。

エ 申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

6 選定方法

(1) 次の資格要件及び選定基準に基づき、米沢キャンパス運営会議において提出のあった申込書及び添付書類に基づき審査し、優先交渉者を選定します。

応募者が一者のみの場合も、ネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査します。

なお、提出された応募書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかとなったとき
- イ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき
- ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- エ その他、不正な行為があったとき

資格要件及び選定基準

選定項目		要件 ・ 基準等	判断等
資格要件	資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募資格を満たしているか。 ・ 過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。 	適 ・ 否
	愛称等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生及び教職員に受け入れられるか。 ・ 施設のイメージを損なう恐れがないか。 など 	適 ・ 否
選定基準	命名権料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政的な観点から高額なほど高評価とする。 	金額
	契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛称等として定着させる観点から期間が長いほど高評価とする。 	年数
判断	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。		順位

- (2) 優先交渉者との調整を経てネーミングライツパートナー及び契約内容を決定し、選定結果については全ての応募者に文書で通知するとともに、本学部のホームページ等により、ネーミングライツパートナー名、施設の愛称、命名権料等について公表します。

7 契約の締結

ネーミングライツパートナーと契約内容を協議の上、ネーミングライツに関する契約書を取り交わすものとします。

8 命名権料の納入時期

命名権料は、1年分を一括で指定する期日まで納入するものとします。

9 契約の破棄等

契約締結後、ネーミングライツパートナーが次の事項に該当する場合、本学は契約を破棄することができることとします。この場合、原状回復等に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

- ア 「4 応募資格」に規定する応募資格を満たさなくなったとき
- イ 信用失墜行為等により施設のイメージが損なわれるおそれが生じたとき
- ウ 倒産又は解散したとき

10 その他

(1) 愛称の周知

決定した愛称については、速やかに施設利用団体等の関係機関に周知・PRを図るものとしますが、利用団体等の印刷物の作成等の関係で、反映されない場合があります。また、愛称が定着するまで、従来の愛称を併記する場合があります。

(2) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称変更は原則として認めません。

11 問合せ先

〒992-8510 米沢市城南四丁目 3-16

山形大学米沢キャンパス事務部総務課企画総務担当

○電 話 0238-26-3005

○E-Mail yu-kousoumu@jm.kj.yamagata-u.ac.jp